

事例①

娘がスマートフォン(以下スマホ)でフリーマーケットのアプリ(以下フリマアプリ)をダウンロードし、1か月で500点以上、合計約300万円の商品を購入していた。夫と私のクレジットカードを財布から抜き出しカード番号などを入力して支払っていた。

(中学生の母親からの相談)

事例②

スマホのフリマアプリで「新品。未使用でタグ付き」と表示されていた洋服を定価の半額で購入した。しかし、届いた商品は破れもあり、どう見ても中古品で、服に取り付けられたタグは実物と素材もサイズも異なっていた。

(大学生 女性)



独立行政法人国民生活センター
「子どもサポート情報74号」より

フリマアプリとは

スマホやタブレット上で実際の「フリーマーケット」のように商品の出品、購入ができるアプリケーションです。手軽に利用できるため若い世代を中心に使われています。

- フリマアプリでは、代金のやり取りは個人間ではなく運営会社を通して行われ、商品が買い手に到着した後に出品者に運営会社から代金が支払われるシステムになっていることが多いようです。しかし、簡単に商品購入ができることから、想像以上に高額な買い物になってしまうケースもあります。日ごろからスマホの利用ルールについて親子で決めておくことが大切です。
- トラブルが発生しても、運営会社の規約に規定がなければ解決は個人間の話し合いに委ねられ、返金などが困難になる場合もあります。フリマアプリをダウンロードする際は、規約などをよく読み、理解したうえで慎重に利用しましょう。

ひとつこと助言



さぼーとくん

●「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541	
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン(土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません		